

平成27年度 幼稚園・保育園などの利用について

子ども・子育て支援新制度のスタートで手続きが変わります

新入園児・在園児も手続きが必要です

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園や保育園などに新たに入園を希望する場合も、現在通っている場合も、新たに手続きが必要です。

これまでと大幅に変わるものではありませんが、利用する施設や時間などによって手続きが異なります。

新制度の対象となる施設の一覧や、申し込み手続きなどは、10月1日(水)から市役所2階保育課、保育園、認定こども園、家庭保育室で配布する「平成27年度入園案内」をご覧ください。

留意事項 ▶「平成27年度入園案内」は市HP（「平成27年度入園案内」で検索）で入手できます。▶新制度に移行しない幼稚園は、これまでと手続きは変わりません。

問 保育課 ☎ 2998-9126



平成27年度の利用手続き

◆現在、通っている施設を引き続き利用する場合

現在、幼稚園に通っている方には、11月ごろに、通っている園を通じて案内します。なお、保育園、認定こども園に通っている方には、現在通っている園を通じて9月中旬に案内をしています。

◆新たに入園を希望する場合（平成27年4月～）

入園施設	配布・受け付け
幼稚園	所沢市立所沢第二幼稚園 入園受け付けは終了しています。募集人数に達しない場合は先着順に所沢市立所沢第二幼稚園（☎2924-7654/荒幡684-3）で受け付けます。
	私立 願書配布 10月15日(水)～/入園を希望する施設 願書受付 11月1日(土)～/入園を希望する施設 ◎配布・受付時間などは施設にお問い合わせください。
認定こども園	利用時間帯 朝～昼すぎ ◎配布・受付時間などは施設にお問い合わせください。
	利用時間帯 朝～夕 申込書配布 10月1日(水)～/市役所2階保育課または入園を希望する施設 申込書受付 11月4日(火)～21日(金)/市役所2階204会議室または入園を希望する施設
保育園	郵送受付 11月21日(金) (必着) / ☎359-8501保育課
地域型保育	申込書配布 10月1日(水)～/市役所2階保育課または入園を希望する施設
	申込書受付 11月4日(火)～21日(金)/市役所2階204会議室
	郵送受付 11月21日(金) (必着) / ☎359-8501保育課

申込書配布時間 ▶市役所2階保育課…午前8時30分～午後5時15分

▶入園を希望する施設…午前8時30分～午後5時

申込書受付時間 ▶市役所2階204会議室…午前9時～午後4時 ▶入園を希望する施設…午前8時30分～午後5時

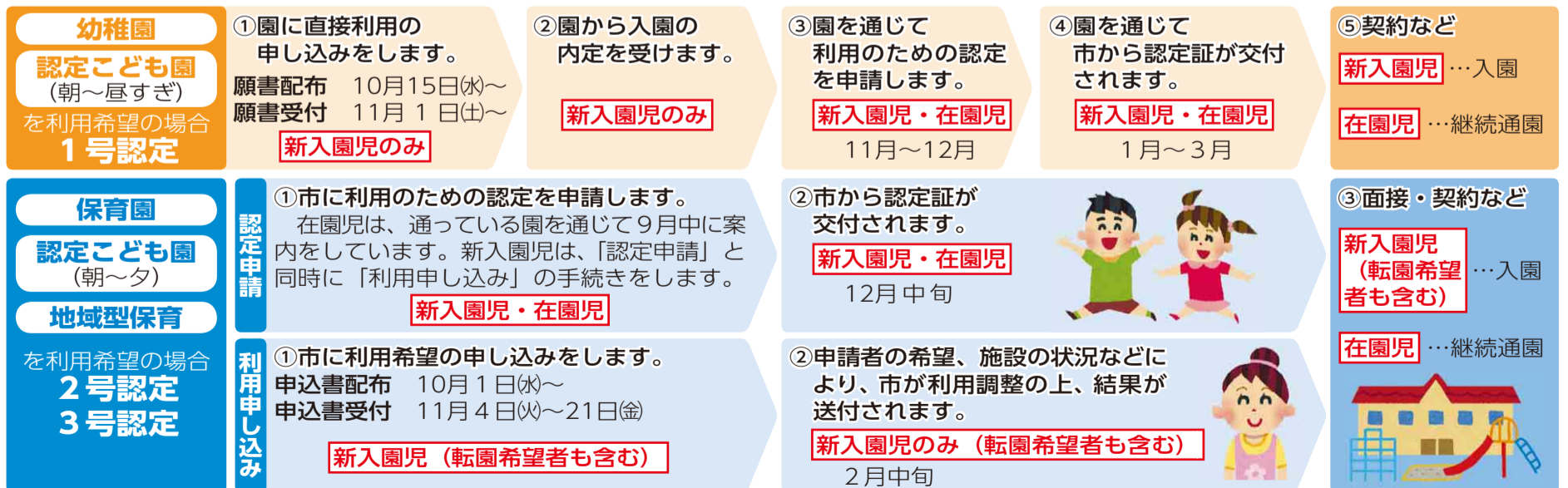
◎いずれも土・日曜日、祝日を除きます。

保育料（利用料）について

新制度の対象となる施設を利用する場合の保育料（利用料）は、各世帯の所得状況に応じた負担を基本に、国が定める水準を上限として、市が設定します。詳細は決まり次第お知らせします。

なお、新制度に移行しない幼稚園は、今までと変わらず園が定める保育料（利用料）となります。

施設の利用手続きの流れ 施設を利用する場合には次のような手続きが必要です。



新制度で利用できる教育・保育施設、地域型保育

受け入れている年齢や利用時間は、施設により異なります。入園にあたっては、事前に見学することをお勧めします。

幼稚園

小学校以降の教育の基礎を作るため、幼児期の教育を行う施設
対 3歳～5歳
利用時間帯 朝～昼すぎ
◎利用時間帯の前後や長期休業中に預かり保育を行う園もあります。

認定こども園

保護者の働いている、いないに関わらず、教育・保育を一体的に行う施設
対 0歳～5歳
利用時間帯 ①朝～昼すぎ（3歳～5歳） ②朝～夕（0歳～5歳）
◎①の利用時間帯の前後や長期休業中に預かり保育を行う園もあります。

保育園

共働きなど、家庭で保育ができない保護者に代わって保育を行う施設
対 0歳～5歳
利用時間帯 朝～夕

地域型保育

家庭的な雰囲気の中で保育を行う、定員19人以下の小規模な保育施設
対 0歳～2歳
利用時間帯 朝～夕

認定区分と利用施設

幼稚園や保育園、認定こども園、地域型保育を利用する場合には、認定を受ける必要があります。子どもの年齢や保育の必要性に応じて、1号から3号認定まで3つの区分に認定され、認定区分により利用できる施設や時間が変わります。

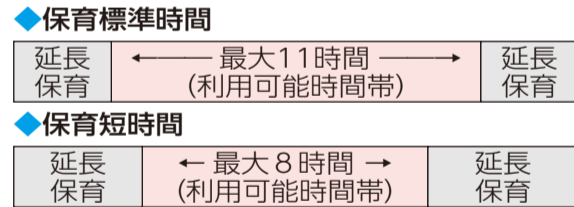
認定区分	利用したい施設	認定こども園				地域型保育
		幼稚園	保育園	利用時間帯 朝～昼すぎ	利用時間帯 朝～夕	
3歳以上	教育標準時間認定 1号認定	◎		◎		
	保育認定 2号認定		◎		◎	
3歳未満	保育認定 3号認定		◎		◎	◎

「2号・3号認定」を受けるには

保育を必要とする場合、次のいずれかに該当することが必要です。

▶月64時間以上の就労 ▶妊娠、出産 ▶保護者の疾病・障害 ▶親族の介護・看護 ▶災害復旧 ▶求職活動 ▶就学 ▶虐待やDVの恐れがある ▶育休中の継続利用など

また、利用できる時間の上限は、保育を必要とする理由と保護者の就労状況により下記の2種類に区分されます。



◎施設により利用可能時間帯、延長保育時間が異なります。

